

令和4年第1回定例会第5回臨時會議

# 中之条町議会議録

令和4年10月14日 再開

令和4年10月14日 散会

中之条町議会

(令和4年10月14日午前9時30分開議)

第1 会議録署名議員指名

第2 審議期間の決定

第3 議案第 1号 令和4年度中之条町一般会計補正予算(第7号)

第4 議案第 2号 損害賠償の額を定めることについて

○

◎ 開議前のあいさつ

○議長(山本隆雄) みなさん、おはようございます。

本日、ここに令和4年第1回中之条町議会定例会第5回臨時会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、マスクを着けたまま、はっきりと発言をされますようお願いいたします。また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のため議場内の撮影を行います。

○

◎ 開議

○議長(山本隆雄) 唐沢議員より遅刻の申し出がありましたので許可しています。

ただいまの出席議員は14名です。

これより令和4年第1回中之条町議会定例会第5回臨時会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長(山本隆雄) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、13番 山本日出男さん、14番 齋藤祐知さん、1番 山田みどりさんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長(山本隆雄) 日程第2 審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今臨時会議の審議期間は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認めます。

よって、今臨時会議の審議期間は本日1日限りと決定しました。

○

◎ 議案第 1 号 令和4年度中之条町一般会計補正予算（第7号）

（提案説明、質疑、採決）

○議長（山本隆雄） 日程第3 議案第1号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長

○町長（伊能正夫） みなさん、おはようございます。

それでは日程に従いまして、議案第1号 令和4年度中之条町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ2億1,406万5,000円を増額し、補正後の予算総額を114億3,526万円としたいもので、補正内容といたしましては、3点でございます。

まず、歳出予算3款 民生費における電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業では、国において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給することが決定され、令和4年度の町民税均等割が非課税である世帯に対し、1世帯あたり5万円を支給するために要する費用として、1,800世帯分を計上させていただきました。財源といたしましては、全額国庫支出金であります「子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金」を見込ませていただいております。

次に、7款 商工費 新型コロナウイルス感染症対策「緊急経済対策」事業では、原油価格や物価高騰の影響を受ける町内に事業所を有し、税務申告を行っているすべての業種の中小企業者に対して、企業活動の維持または継続のための緊急支援として、法人に10万円、個人事業主に5万円の給付金を交付する費用を計上させていただきました。積算の内訳ですが、法人450件、個人事業者1,274件を見込んでおります。

財源として、国による電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設に伴う、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とさせていただき、不足する財源につきましては、普通交付税を見込ませていただきました。

3点目のふるさと交流センターつむじ運営管理事業におきましては、愛郷ぐんまプロジェクトや如月キャンペーン等による地域商品券での消費拡大により、つむじにおける売り上げが増加となっており、これに伴う仕入れに不足が生じるため、増額補正をお願いしたものでございます。

以上が、今回お願いいたします補正の内容であります。いずれも今年度早期に執行していかねばならない重要な事業と考えております。

ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本隆雄） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）新型コロナウイルス感染症対策「緊急経済対策」の、法人と個人に支援ということですが、これは申請をして支援をもらえるのか、こういった形式で支援をするのかというところをちょっと教えていただけますか。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） 担当をしております商工観光課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（山本隆雄） 観光商工課長

○観光商工課長（永井経行） こちらについては、申請方式になります。

申請書のほかに、令和3年度の税務申告書類、確定申告の書類を添付して申請をいただくことになります。

よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり） 特に、じゃあ、支給条件としては、すべての業者の業種の方が対象で、申請をすれば給付を受けることができるということでしょうか。

○議長（山本隆雄） 観光商工課長

○観光商工課長（永井経行） 基本的にはすべての業種、すべての事業者、中小企業者ですね。ですの  
で、農業者も含めた中で、またフリーランス、すべての業種が対象となります。特に今回につきましては、減少率ですとか、そういったものは審査しないで、令和3年度の確定申告、税務申告を済ませているということが条件になります。

よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄） 別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄） 異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いますが、起立しない議員は、本案に対し反対とみなすことにいたしたいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄） 異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

それでは、議案第1号 令和4年度中之条町一般会計補正予算（第7号）について採決します。  
本案を原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案の通り可決されました。

○

◎ 議案第 2号 損害賠償の額を定めることについて

(提案説明、質疑、採決)

○議長(山本隆雄) 日程第4 議案第2号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長

○町長(伊能正夫) それでは日程に従いまして、議案第2号 損害賠償の額を定めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

去る、令和4年6月1日午後1時頃、東吾妻町大字原町地内の国道145号線を庁用車で走行中、職員の不注意によりセンターラインを越えてしまい、対向車線を走行していた相手車両に衝突し、路外の茂みに落ちてしまい、両側面を破損させてしまったものであります。

町側の過失割合が100パーセントとし、相手方に456万5,154円の賠償金を支払うことで和解の成立をお願いするものであります。

ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(山本隆雄) 提案理由の説明が終わりましたので質疑に入ります。ご質疑願います。

6番、富沢さん

○6番(富沢重典) 相手方の修理代はよく分かるのですが、町の庁用車はどの程度の修理額なのか教えていただきたいと思います。

○議長(山本隆雄) 総務課長

○総務課長(篠原良春) 破損状況によりまして廃車ということになります。

○議長(山本隆雄) 6番、富沢さん

○6番(富沢重典) どの程度の年式の車かわかりませんが、町としての資産としては残ってなかった車と解釈してよろしいでしょうか。

○議長(山本隆雄) 建設課長

○建設課長(本多宏幸) 当該事故にあった庁用車につきましては、全損という形で、30万円が保険金として振り込まれる予定になっております。

以上でございます。

○議長(山本隆雄) 6番、富沢さん

○6番(富沢重典) 私が聞きたいのは資産がどのくらい残っていたのか、それが町としての損失になると思うのですが、そのへんがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長(山本隆雄) 建設課長

○建設課長(本多宏幸) 車の査定価格が30万円となりますので、全損で30万円の保険金が支払われる

ということございます。

○議長(山本隆雄) 6番、富沢さん

○6番(富沢重典) 町として備品購入した場合、資産計上はしないのですかね。通常車だと5年くらい資産として残っていて減価償却していくものだと私の勝手な想像だったのですが。そういったことはしないということですか。

○議長(山本隆雄) 総務課長

○総務課長(篠原良春) 備品台帳なり、資産台帳があります。そちらで管理していますので、資産管理はしております。

○6番(富沢重典) それがいづらか教えてください。

○議長(山本隆雄) 建設課長

○建設課長(本多宏幸) 該当車輛については、2005年に購入しました軽ワゴン車でございます。

○議長(山本隆雄) ほかにございませんか。3番、関さん

○3番(関美香) 2点ほど確認させていただきたいのですけれども、1点目は、令和4年3月定例会議の一般質問で公用車の事故防止について質問させていただきました。その後公用車の安全対策、また運転の安全対策やら事故防止について何らかの進捗があったのかお伺いしたいと思います。2点目は、不注意でセンターラインを越えたとあるが、不注意の原因がわかっているのか、わかっているのであれば教えていただきたいと思います。

○議長(山本隆雄) 総務課長

○総務課長(篠原良春) 1点目の職員への安全項目への指導という形ですけれども、事故があった場合には事故報告をいただいて、その後始末書という形で、町長の方へ提出をしていただいて、職員それぞれ反省をして、傾向として繰り返して事故を起こす職員はほぼいないわけですけれども、事故の重要性というものについては、交通安全週間ですとか、運動があったときにそれぞれ周知をさせていただいているというところがございます。今後も引き続き事故防止、また交通違反の防止について、周知徹底してまいりたいと考えております。

○議長(山本隆雄) 建設課長

○建設課長(本多宏幸) 2点目のご質問でございますが、事故の原因に至ったことでございますが、職員の運転中に眠気を催しまして、誤った操作を行い、対向車線の側面に衝突したという事案でございます。なお、時間帯が午後1時頃、ちょうどご飯を食べて眠くなる時間で、大変公務員としてはよろしくない事案とは思うのですけれども、幸いけがも大したことはなく、打撲程度で終わりまして、相手の方もけががなく人身事故に至らなかったことが幸いかというところがございます。今後も事故には気を付け、健康管理に留意するよう周知を図っているところがございます。

よろしくお願いたします。

○議長(山本隆雄) 3番、関さん

○3番(関美香) 小さな事故の重なりが大きな事故につながるともいわれています。また、先ほど理由を聞いたときに眠気ということで、職員の健康、そういったところの指導もしていただいて、今後も事故のないよう努めていただくことをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(山本隆雄) ほかにございませんか。13番、山本さん

○13番(山本日出男) この損害賠償の額なのですけれども、異様に高いのです。450万円というと新車に近いですね。おそらく普通の車が450万などということはあり得ないのですけれども。もし、5年とか、7年とか経っていればこんな金額にはならないですね。それで、この456万円の内訳、車両保険なのか、それとも町の他の保険が入っているのか、内訳が分かれば教えてもらえますか。それと、相手の車の購入した年度ですね。もし分かればお願いします。

○議長(山本隆雄) 総務課長

○総務課長(篠原良春) 損害賠償の内訳でございますけれども、修理費用として271万9,574円、代車費用といたしまして169万4,000円、救助のレッカー費用ということで、15万1,580円、これが内訳でございます。車の年式なり、車種につきましては建設課長より。

○議長(山本隆雄) 建設課長

○建設課長(本多宏幸) 車両の車種につきましては、大型のユニック付きトラックでございます。年式等につきましては、申し訳ございません、資料が手元になくてわからないのですが、破損状況が両側面を破損した状況の中で、修理がだいぶかかったというところでございます。

以上でございます。

○議長(山本隆雄) ほかにございませんか。

(発言する人なし)

○議長(山本隆雄) 別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

それでは、議案第2号「損害賠償の額を定めることについて」採決します。

本案を原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案の通り可決されました。

○

◎ 散会

○議長(山本隆雄) 以上で本日予定しました日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和4年第1回中之条町議会定例会第5回臨時会議を散会します。

大変ご苦労さまでした。

(散会 午前9時51分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 山本 隆雄

中之条町議会議員 山本 日出男

中之条町議会議員 齋藤 祐知

中之条町議会議員 山田 みどり